

クマ・サルに注意!!



これからの季節は農林作物も収穫期を迎え、山や野外で活動する機会も増えると思われます。食物を求め広範囲に動き回るツキノワグマ・ニホンザルとの遭遇・被害については、特に注意が必要です。

クマ・サルを目撃、農業・人身被害にあわれた方はすぐ役場又は猟友会へご連絡ください。

【ツキノワグマ被害防止方法】

- ◎山に入るときは2人以上で入り、単独行動は慎みましょう。
- ◎鈴、笛、ラジオなどの音を出しながら入りましょう。
- ◎子グマのそばには親グマが必ずいます。絶対に近寄らないでください。
- ◎残飯・空き缶などは捨てないでください。クマが人里、農耕地に近寄る原因になります。

【ニホンザル被害防止方法】

- ◎近隣の耕作者と協力して耕作地の監視をしましょう。
 - ◎サルを目撃したら花火等をサルに向けて放ちましょう。(人間への恐怖心を持たせる)
- 花火を使用する場合は火気・怪我に十分注意してください。

※被害を受けた方へ花火等を配布しております。

- ◎生ゴミ(残飯)・放置作物はサルが集まる原因になります。しっかりと片付けましょう。
- ◎サルを見かけた・被害にあつた方は役場又は猟友会へ連絡してください。追い払い等を実施します。

※役場 檻による捕獲、被害を受けた方へ花火の配布
猟友会 花火弾等による追い上げ

【連絡・お問い合わせ先】

- 藤里町農林商工課 林業振興係 ☎ (79) 2 1 1 5
- 山本連合猟友会 藤里支部 (ムトー設計事務所) ☎ (79) 2 2 8 6

少年犯罪によって 被害を受けた方のための新制度

平成20年12月15日から、少年犯罪によって被害を受けた方のために、新たに「少年審判の傍聴」と「審判状況の説明」の制度が設けられました。

【少年審判の傍聴】

- ◎少年の故意の犯罪行為(殺人、傷害等)や交通事件(自動車運転過失致死傷等)などによって被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負つたりした場合、被害を受けた方やご遺族の方などは、申出により、少年審判の傍聴を許される場合があります。

【審判状況の説明】

- ◎少年犯罪によって被害を受けた方やご遺族の方などは、申出により、審判期日で行なわれた手続きなどについて説明を受けることができます。
- ※具体的には、審判期日の日時・場所、審判経過、少年や保護者の陳述要旨、処分結果等を指します。

その他被害を受けた方のための制度

【事件記録の閲覧・コピー】

- ◎事件の記録の閲覧や、コピーすることができます。

【意見陳述】

- ◎裁判官や家庭裁判所調査官に対して、お気持ちや事件についての意見を述べるすることができます。

【審判結果の通知】

- ◎少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

◎詳しくは、裁判所ウェブサイト
(<http://www.courts.go.jp/>)の「少年事件で被害にあわれた方のための制度」をご覧ください。

「秋田合同就職面接会」開催

県内企業採用担当者の個別面談、ハローワーク職員による就職相談等を行ないます。県内就職を希望する学生の皆さん、ぜひご参加ください。

なお、入退場自由、入場無料となっており、事前の申込等の必要もありませんので、当日直接会場へお越しください。

【日時】

- ・平成21年9月7日(月) 13時～17時(受付正午)

【会場】

- ・秋田ビューホテル(秋田市中通2-6-1)

【対象】

- ・平成22年3月に大学・短大・高専・専修学校等を卒業予定の学生(一部の企業では既卒者も可)

【お問い合わせ先】

秋田県雇用労働政策課 Aターム・若年者支援班
☎ 018(860)2335

8月は「Aターム就職促進月間」です

県とハローワークは、県内への就職(定住)を希望する方を応募しています。Aタームのご相談は県内各ハローワーク、Aターンプラザ秋田(東京)、北海道・名古屋・大阪の秋田県事務所でもいつでも受け付けていますのでぜひご利用ください。

- ・Aターム情報はホームページでご覧いただけます。
- ・(財)秋田県ふるさと定住機構
<http://www.furusato-teiju.jp/>
- ・秋田県雇用労働政策課
<http://www.pref.akita.lg.jp/teiju/>

【お問い合わせ先】

- ハローワーク能代 ☎ 0185(54)7311
- 秋田県雇用労働政策課 ☎ 018(860)2336